

資料3

平成21年10月30日

補助金等の適正化について

企画財政部

平成17年度に交付要綱を制定した補助金の大半は、平成21年度末で対象期間が終了することとなり、原則、廃止（特別な理由が認められるときにのみ継続）することとなる。

こうした中において、全序的な取り組みの方針を定め、見直しを進めるとともに、補助対象団体に対し、その方針や考え方に基づく、適正な申請・執行などを明解に示し、透明性の高いより適正な補助金制度を確立しようとするものである。

具体的には、次の手順により取り組んでいくこととする。

1. 補助金対象事業の絞り込み

既存補助金は、A～Eの5つ（別表参照）に分けていたが、見直し対象補助金の検討にあたり、市が任意に交付している補助金（分類：D）を、地域団体等に交付する補助金（分類：D1）と個人等に交付する補助金（分類：D2）に分類する。

今回の補助金の見直しは、当該区分のD1の補助金で、5年継続して交付している補助金は必須とする。

別表（補助金の分類）

分類	補足説明
A 法律等で定められ、市としては義務的に取り組む必要があるもの(利子補給等を含む)	見直しの対象外
B 扶助的なものなど、国・県の財政支援を受けているもの(国・県制度を超えて市が単独で補助しているものは除く)	国・県制度の範囲内であれば見直しの対象外
C 実施計画に計上するなど、年度を限定して臨時的に補助するもの	毎年の実施計画で判断
D1 市が任意に、地域団体等に補助しているもの	見直しの対象
D2 市が任意に、個人や特定の法人等に補助しているもの	個人的給付などであり政策的に判断
E 外郭団体に対するもの(社会福祉協議会、社会福祉事業団、シルバー人材センター、文化財団、体育・スポーツ振興事業団)	外郭団体の存続・あり方の観点から判断

2. 補助対象事業・経費の明確化

公益認定法（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律）に基づく、
公益認定基準をベースに本市独自の補助対象事業（活動）を明確にする。

今回新たに、補助金申請団体に補助対象となる事業（表1）及び補助対象経費
(表2及び表3)を提示し、申請内容の適正化及び統一化を図る。

表1：主な補助対象事業

事業等	説明
① 講座、講習等	不特定の市民を対象
② イベント等	不特定の市民を対象
③ 相談・指導・助言	不特定の市民を対象
④ 研究開発等	市民福祉の向上に寄与
⑤ 普及啓発活動	市施策に整合
⑥ 活動団体の成果発表会	共催・後援の場合
⑦ 産業活性化事業・福祉的事業	市民を対象
⑧ 選考会、表彰等	共催・後援の場合
⑨ 公演、演奏会等	共催・後援の場合
⑩ 地域活性化事業	市民を対象

表2：補助対象経費の例

費目	具体例
① 報償費・謝礼	ボランティア、講師、専門家、出演者等への報償・謝礼 (団体構成員に対するものは除く)など ※一定額以上の単価等については、補助対象外となる。
② 備品購入費	備品(事務局の運営に使用するものを除く)の購入費
③ 消耗品費・材料費	チラシ・ポスター・報告書等の用紙代、材料・消耗品等の購入費
④ 印刷製本費	チラシ・ポスター・活動資料等のコピーや印刷代、写真等の現像費などの記録費
⑤ 人件費	専門知識・技術等を有する者に対する一時的な人件費
⑥ (外部)委託費	専門知識・技術等を要する業務を外部委託した場合の委託費

費　　目	具　　体　例
⑦ 保険料	ボランティア保険、イベントなどの保険料
⑧ 使用料及び賃借料	補助事業実施に係る機器類等の賃借料(レンタル)及び研修会やイベントなどの会場等の使用料
⑨ 通信運搬費	資料等の送料、会場までの機材・備品等の運搬費など
⑩ 旅費	補助事業参加者の交通費及び宿泊費の旅費 ※一定額以上の単価等については、補助対象外となる。

表3：補助対象外となる経費の例

費　　目	具　　体　例
① 団体事務所等の維持管理経費	家賃、光熱水費など
② 団体の経常的な活動経費	事務費、通信費、会員への会報など
③ 団体の構成員に対する人件費・謝礼	事務員の人件費など
④ 飲食費	実施事業と密接に関係するもの、ボランティア謝礼的なものを除く
⑤ 予算書等で、支出内容がわからない経費	雑費など
⑥ 決算書等で、補助事業実施団体が、支払ったことが明確に確認できない経費	
⑦ その他、補助対象事業に直接関係のない経費	慶弔費など
⑧ 市長が、社会通念上適切でないと認めた経費	親睦会等の飲食費など

3. 補助金の申請・交付

補助金を抜本的に見直すため、現行の補助金調書、補助金申請に係る様式の改定・追加を行うことにより、補助金事務に係る統一化を行う。なお、補助金調書については、原則として、次年度の予算要求段階で、補助対象団体との協議を行った上で調書を作成する。

また、体育協会など、これまで親団体に補助金を一括交付し、その後傘下の所属団体に分配交付している場合については、当該傘下の団体ごとに前記の審査等を実施できるしくみを構築する。

補助金の支出について、事業実施後の精算払いが適当であるときは、補助対象団体と協議して精算払いを導入するなど、事務の適正化及び効率化を図る。